

第5回 官庁営繕事業における一貫したBIM活用に関する検討会 議 事 概 要

日時：令和6年2月20日（火）13:30～15:00

場所：web 開催

【議事】

1. 営繕BIMモデル及び営繕BIMテンプレートについて
2. 官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン等の改定案について
3. 官庁営繕事業におけるBIMデータを活用した積算業務の試行について
4. 今後の進め方について

【資料】

- 資料1 営繕BIMモデル及び営繕BIMテンプレートについて
- 資料2 官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン等の改定案について
- 資料3 官庁営繕事業におけるBIMデータを活用した積算業務の試行について
- 資料4 今後の進め方について

- 参考資料 検討会設置規約
第4回検討会議事概要

【参加者（敬称略）】

- 委員 蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
安野 芳彦 公益社団法人 日本建築士会連合会
竹馬 章二 一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会
曾根 巨充 一般社団法人 日本建設業連合会（代理出席 吉田 知洋）
脇田 明幸 一般社団法人 全国建設業協会
三村 陽一 一般社団法人 日本電設工業協会
古島 実 一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
谷藤 正樹 公益社団法人 日本建築積算協会
清水 達広 一般社団法人 日本建築積算事務所協会

○オブザーバー

- 繁戸 和幸 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
岡本 尚俊 公益社団法人 日本建築家協会

○行政側出席者

- 松尾 徹 国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課長
村上 幸司 国土交通省大臣官房官庁営繕部 設備・環境課長
竹村 光司 国土交通省大臣官房官庁営繕部 計画課 営繕積算企画調整室長
滝本 悦郎 国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課 施設評価室長

○事務局

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課 施設評価室
令和5年度官庁営繕事業における一貫したBIM活用に関する調査検討業務
受注者 : 一般財団法人 建築保全センター
アドバイザー : 工学院大学建築学部建築学科教授 岩村 雅人
協力事務所 : 株式会社 久米設計（意匠）
株式会社 日建設計（構造）
株式会社 日本設計（設備）

【議事概要】 ○委員、オブザーバー ●行政側、事務局

議事 1. 営繕 BIM モデル及び営繕 BIM テンプレートについて

●事務局より、資料 1 について説明。

○BIM モデル、設計図書、解説資料がセットで作成される形は初めてのことと思われる。今後はスタンダードな形になっていくのではないか。

○実務者にとっては大変有意義なことであり、BIM 普及に向けた動きが活発になるとと思われる。他の BIM ソフトウェアによる BIM モデルの作成、BIM ソフトウェアのバージョンアップへの対応についても検討いただきたい。

●今後検討を進める。

議事 2. 官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン等の改定案について

●事務局より、資料 2 について説明。

○設計業務の EIR において、設計段階の成果品として干渉チェックに用いたモデルは提出を求めないとの説明があったが、施工者としては設計段階の干渉チェックに用いた BIM データを受領できると効率的である。

●実施設計の途中段階で干渉チェックを行った上で、完了時に成果品として最終版の BIM データを提出することを求めている。また、設計段階と施工段階では解決される整合性の内容に違いがあること、BIM ソフトウェアが異なる場合の BIM データの受け渡し方法など、課題がある。

○工事の EIR において、推奨項目に完成図等の作成が設定されているが、建築 BIM 推進会議において提示された維持管理用 BIM モデルの作成業務との関係が不明である。また、完成図 BIM は設計段階において作成した BIM モデルを用いる場合があるのではないかと考えており、設計者において完成図を作成することもありえるのではないかと考えている。

●維持管理に向けた BIM の作成者や作成方法については、様々な可能性があると考えており、現時点では具体的には規定していない。現時点で標準仕様書において施工者に作成を求めている完成図を、BIM を用いて作成する可能性も考えられるため、推奨項目として設定している。

○ガイドラインに記載の「概算工事費の算出」において、基本設計及び実施設計の各段階に活用するという文言や、概算工事費という文言は、工事費の算出と混同される懸念がある。補足等行う必要があるのではないか。

- 「概算工事費の算出」は、工事費の積算ではなく、基本設計段階・実施設計段階のコストマネジメントのための概算を想定している。誤解が生じないように、対応を検討する。

○地方公共団体や独立行政法人でも BIM 導入に取り組まれている組織があり、官庁営繕のガイドラインは参考にされると思われる。BIM に関して知見・経験がある方ばかりではないため、文章だけではなく図版や参考例等があると、受発注者ともに意思疎通がしやすくなるのではないか。

- まずはガイドラインに図を盛り込みたい。また地方公共団体との会議の場等においてガイドラインの周知に努めたい。

議事 3. 官庁営繕事業における BIM データを活用した積算業務の試行について

- 事務局より、資料 3 について説明。

議事 4. 今後の進め方について

- 事務局より、資料 4 について説明。

(以上)